



先進医療特約(11)

1. 総則

- 第1条 (用語の意義)
- 第2条 (特約の締結)
- 第3条 (特約の責任開始期)
- 第4条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

2. 給付金の支払い

- 第5条 (給付金の支払い)
- 第6条 (給付金の給付限度)
- 第7条 (責任開始期前に発病した疾病による給付金の取扱い)
- 第8条 (「療養」を2回以上受けた場合の取扱い)
- 第9条 (保険料月払契約の「契約日」前に「療養」を受けた場合の取扱い)
- 第10条 (給付金の支払いに関するその他の取扱い)

3. 給付金を支払わない場合 (免責事由)

- 第11条

4. 特約保険料の払込免除

- 第12条

5. 特約保険料の払込みを免除しない場合 (免責事由)

- 第13条

6. 告知義務・告知義務違反による解除

- 第14条 (告知義務)
- 第15条 (告知義務違反による解除)
- 第16条 (告知義務違反により解除した場合の取扱い)
- 第17条 (告知義務違反による解除を行わない場合)

7. 重大事由による解除

- 第18条 (重大事由による解除)
- 第19条 (重大事由により解除した場合の取扱い)

8. 特約の無効および取消し

- 第20条 (不法取得目的による無効)
- 第21条 (詐欺による取消し)

9. 特約保険料の払込み

- 第22条 (特約保険料の払込み)
- 第23条 (保険料の払込み前に給付金の支払理由が生じた場合の取扱い)

10. 特約の失効および消滅

- 第24条

11. 特約の復活

- 第25条

12. 特約内容の変更

- 第26条 (給付金の受取人の変更)

13. 特約の解約・解約返戻金額

- 第27条 (特約の解約)
- 第28条 (解約返戻金額)
- 第29条 (債権者等による解約の効力等)

14. 契約者配当

- 第30条

15. 請求手続き

- 第31条

16. 「指定代理請求人」による請求

- 第32条

17. 給付金の支払いの時期・場所等

- 第33条

18. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

- 第34条

19. 「主約款」の準用

- 第35条

20. 特別条件を付加する場合の特則

- 第36条 (特定部位不支払方法の適用)
- 第37条 (被保険者が「不慮の事故」により「療養」を受けた場合の取扱い)



入院保険普通保険
約款(主契約)



手術特約



がん医療特約



がん診断特約



抗がん剤
治療特約



生活習慣病
入院特約



女性疾病
入院特約



先進医療特約
(1)



1. 総則

第1条 (用語の意義)

この特約において、次の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	意義	
異常分娩 ^{ふんべん}	帝王切開術を受けた場合など、公的医療保険制度において保険給付の対象となる分娩 ^{ふんべん} のことをいいます。	
技術料	被保険者の受療した先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。	
契約日	保険期間、保険料払込期間、被保険者の年齢および保険料の計算の基準となる日のことをいいます。	
公的医療保険制度	健康保険法、国民健康保険法等の法律にもとづく医療保険制度のことをいいます。	
指定代理請求人	被保険者が給付金等を請求できない場合に備えて、被保険者の代理人として、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（1人の者に限りません。）のことをいいます。	
主契約	主たる保険契約のことをいいます。	
主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。	
先進医療	平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号にもとづいて厚生労働大臣が定める先進医療のことをいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度における療養の給付の対象となる療養を除きます。	
特定部位	第36条（特定部位不支払方法の適用）にもとづいて特定部位不支払方法を適用する場合に会社が指定する被保険者の身体の部位のことをいいます。	
払込期月	第2回以後の保険料を払い込むべき期間のことをいい、払込方法（回数）に応じて、次のとおりとします。	
	払込方法（回数）	払込期月
	月払い	契約日の月単位の応当日（応当日がないときは、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
	半年払い	契約日の半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで
年払い	契約日の年単位の応当日の属する月の初日から末日まで	
不慮の事故	主約款に定める不慮の事故のことをいいます。	
保険媒介者	会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）のことをいいます。	
猶予期間	第2回以後の保険料の払込みを猶予する期間のことをいい、払込方法（回数）に応じて、次のとおりとします。	
	払込方法（回数）	猶予期間
	月払い	払込期月の翌月初日から末日まで
	半年払い	払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（払込期月の契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。）
年払い		
療養	診察、薬剤または治療材料の支給、および処置、手術その他の治療のことをいいます。なお、被保険者が同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。この場合、その療養の開始日をその療養を受けた日とみなします。	

第2条 (特約の締結)

- ① この特約は、「主契約」締結の際、保険契約者の申出により、「主契約」に付加して締結します。
- ② 保険証券の発行等の取扱いについては、「主約款」の規定を準用します。

第3条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、「主契約」と同一とします。

第4条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、「主契約」と同一とします。

2. 給付金の支払い

第5条 (給付金の支払い)

① この特約の給付金の支払いは、次に定めるところによるものとします。

給付金の種類	支払理由	支払額	受取人
先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす「療養」を受けたとき イ. この特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因とする「療養」であること	被保険者が受療した「先進医療」の「技術料」相当額	被保険者
先進医療一時給付金	ロ. 「公的医療保険制度」における「先進医療」による「療養」であること（「技術料」が「0」の場合を除きます。）	5万円	被保険者

② 「異常分娩^{ふんべん}」を直接の原因とする「療養」は、前項イに定める疾病を直接の原因とする「療養」に含まれます。

第6条 (給付金の給付限度)

- ① 給付金の支払いは、この特約の保険期間を通じて先進医療給付金と先進医療一時給付金の支払額を通算して2000万円を限度とします。
- ② 先進医療給付金および先進医療一時給付金の支払額とすでに支払った先進医療給付金および先進医療一時給付金の合計額が2000万円をこえる場合、前条第1項にかかわらず、2000万円をこえる額については先進医療給付金および先進医療一時給付金を支払いません。

第7条 (責任開始期前に発病した疾病による給付金の取扱い)

第5条（給付金の支払い）第1項にかかわらず、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病（以下本条において「当該疾病」といいます。）を直接の原因として「療養」を受けたことにより、給付金の支払理由に該当しない場合であっても、次のとおり給付金を支払うことがあります。

給付金を支払う場合
1. この特約の締結の際、会社が、告知等により知っていた「当該疾病」に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、「当該疾病」に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. 「当該疾病」について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、給付金を支払います。ただし、「当該疾病」による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第8条 (「療養」を2回以上受けた場合の取扱い)

被保険者が「療養」を2回以上受けたときは、それらの「療養」のうち、先進医療一時給付金が支払われる直前の「療養」を受けた日から起算して60日以内に受けた「療養」に対しては、先進医療一時給付金を支払いません。

**第9条（保険料月払契約の「契約日」前に「療養」を受けた場合の取扱い）**

保険料月払契約の場合で、この特約の責任開始の日から「主約款」に定める「契約日」の前日までの間に、被保険者が第5条（給付金の支払い）第1項の給付金の支払理由に定める「療養」を受けたときは、この特約の保険期間中に「療養」を受けたものとみなします。

第10条（給付金の支払いに関するその他の取扱い）

この特約の責任開始の日から起算して2年を経過した後に受けた「療養」は、この特約の責任開始期以後に発生した原因による「療養」とみなします。

3. 給付金を支払わない場合（免責事由）**第11条**

① 被保険者が次のいずれかにより給付金の支払理由に該当したときは、給付金を支払いません。

給付金を支払わない場合（免責事由）
1. 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
2. 被保険者の犯罪行為
3. 被保険者の薬物依存（「主約款」に定めるところによります。）
4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

② 前項にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により給付金の支払理由に該当した場合に、給付金の支払理由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められるときは、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

4. 特約保険料の払込免除**第12条**

「主約款」に定める保険料の払込免除の理由が生じたときは、「主契約」の保険料払込免除の取扱いに準じてこの特約の保険料の払込みを免除します。

5. 特約保険料の払込みを免除しない場合（免責事由）**第13条**

この特約の保険料の払込みを免除しない場合（免責事由）については、「主約款」の保険料の払込みを免除しない場合（免責事由）の規定を準用します。

6. 告知義務・告知義務違反による解除**第14条（告知義務）**

この特約の締結または復活の際、会社が告知書で質問した給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者はその告知書により告知してください。ただし、医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第15条 (告知義務違反による解除)

- ① 前条により質問した事項の告知の際、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でないことが告知されたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- ② 給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者、「指定代理請求人」または「主約款」に定める死亡返還金受取人に通知します。

第16条 (告知義務違反により解除した場合の取扱い)

- ① 前条によりこの特約を解除した場合には、給付金の支払いおよび保険料の払込免除について、次のとおり取り扱います。

項目	取扱い内容
1. 給付金の支払い	イ. 給付金を支払いません。
	ロ. すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
2. 保険料の払込免除	イ. 保険料の払込みを免除しません。
	ロ. すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして扱います。

- ② 前項にかかわらず、給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金を支払いまたは保険料の払込みを免除します。

第17条 (告知義務違反による解除を行わない場合)

- ① 次のいずれかの場合には、会社は、第15条(告知義務違反による解除)によるこの特約の解除を行いません。

告知義務違反による解除を行わない場合
1. この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
2. 「保険媒介者」が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
3. 「保険媒介者」が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないこと、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
5. この特約が、この特約の締結または復活の際の責任開始の日から起算して2年をこえて有効に継続したとき

- ② 前項のうち次に定める規定に該当する場合であっても、それぞれ次に定める事由に該当するときは、会社は、この特約を解除することができます。

項目	告知義務違反による解除ができる場合
1. 前項第2号または第3号に該当する場合	前項第2号または第3号に定める「保険媒介者」の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、解除の原因となる事実の告知をしなかったか、または事実でないことの告知をしたと認められるとき
2. 前項第5号に該当する場合	この特約の締結または復活の際の責任開始の日から起算して2年以内に、解除の原因となる事実にもとづいて、給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じたとき。ただし、この特約の締結または復活の際の責任開始の日から起算して5年を経過した場合を除きます。



7. 重大事由による解除

第18条（重大事由による解除）

- ① 会社は、次のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

重 大 事 由
1. 保険契約者または被保険者が、この特約の給付金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
2. この特約の給付金の請求に関し、被保険者（保険料の払込免除の場合は保険契約者）が詐欺行為（未遂を含みます。）をしたとき
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるなど、保険契約者または被保険者に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号および前号と同等の重大な事由があるとき

- ② 給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者、「指定代理請求人」または「主約款」に定める死亡返還金受取人に通知します。

第19条（重大事由により解除した場合の取扱い）

前条によりこの特約を解除した場合には、給付金の支払いおよび保険料の払込免除について、次のとおり取り扱います。

項 目	取扱い内容
1. 給付金の支払い	イ. 前条第1項に定める重大事由の発生時以後に支払理由が生じても、給付金を支払いません。
	ロ. すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
2. 保険料の払込免除	イ. 前条第1項に定める重大事由の発生時以後に保険料の払込免除の理由が生じても、保険料の払込みを免除しません。
	ロ. すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして扱います。

8. 特約の無効および取消し

第20条（不法取得目的による無効）

この特約の締結または復活の際の不法取得目的による無効については、「主約款」の不法取得目的による無効に関する規定を準用します。

第21条（詐欺による取消し）

この特約の締結または復活の際の詐欺による取消しについては、「主約款」の詐欺による取消しに関する規定を準用します。

9. 特約保険料の払込み

第22条（特約保険料の払込み）

この特約の保険料は、「主契約」の保険料とともに払い込んでください。保険料の一括払いの場合も同様とします。

第23条 (保険料の払込み前に給付金の支払理由が生じた場合の取扱い)

- ① 「払込期月」に対応する保険料が払い込まれないまま、その「払込期月」の「契約日」の応当日以後「猶予期間」満了の日までに給付金の支払理由が生じたときは、次の保険料の合計額を給付金から差し引きます。

給付金から差し引く保険料
1. 「主契約」の未払込みの保険料
2. 「主契約」に付加されている特約の未払込みの保険料

- ② 前項の場合に会社の支払う金額が未払込みの保険料に不足するときは、保険契約者は、その「猶予期間」満了の日までに未払込みの保険料を払い込んでください。この場合に払込みがないときは、この特約は「猶予期間」満了の日の翌日に効力を失ったものとし、給付金を支払いません。

10. 特約の失効および消滅

第24条

- ① 「主契約」が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- ② 「主契約」が消滅したときは、この特約は同時に消滅します。
- ③ この特約による給付金の支払いが通算して2000万円に達したときは、その給付金の支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。

11. 特約の復活

第25条

- ① 「主契約」の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしてします。
- ② この特約の復活を承諾したときは、「主契約」の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。
- ③ この特約が復活された場合、次の規定を適用するにあたっては、次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読み替えられる語句	読み替える語句
第5条 (給付金の支払い) 第1項	この特約の責任開始期以後	この特約の最後の復活の際の責任開始期以後
第7条 (責任開始期前に発病した疾病による給付金の取扱い)	この特約の責任開始期前	この特約の最後の復活の際の責任開始期前
	この特約の締結の際	この特約の最後の復活の際
第10条 (給付金の支払いに関するその他の取扱い)	この特約の責任開始の日	この特約の最後の復活の際の責任開始の日
	この特約の責任開始期以後	この特約の最後の復活の際の責任開始期以後

12. 特約内容の変更

第26条 (給付金の受取人の変更)

この特約の給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

13. 特約の解約・解約返戻金額

第27条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

**第28条（解約返戻金額）**

この特約の解約返戻金はありません。

第29条（債権者等による解約の効力等）

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約を解約することができる者によるこの特約の解約の効力等については、「主約款」の債権者等による解約の効力等に関する規定を準用します。

14. 契約者配当**第30条**

この特約に対する契約者配当はありません。

15. 請求手続き**第31条**

- ① この特約の給付金の支払いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類を会社に提出して請求してください。
- ② 前項に定める請求手続きに必要な書類は、次に定める書類のうち会社が提出を求めるものとします。

請求手続きに必要な書類

1. 請求権者であることを証する書類
2. 給付金の支払理由が生じたことを証する書類
3. その他の請求手続きに必要な書類

16. 「指定代理請求人」による請求**第32条**

被保険者が次の給付金等を請求できない特別な事情があるときの「指定代理請求人」による請求については、「主約款」の「指定代理請求人」による請求に関する規定を準用します。

対象となる給付金等

1. 先進医療給付金、先進医療一時給付金
2. 特約保険料の払込免除（被保険者と保険契約者が同一人の場合に限ります。）

17. 給付金の支払いの時期・場所等**第33条**

この特約の給付金の支払いの時期および場所等については、「主約款」の給付金等の支払いの時期および場所等に関する規定を準用します。

18. 法令等の改正に伴う契約内容の変更**第34条**

- ① この特約の給付にかかわる「公的医療保険制度」の変更が将来行われたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、給付金の支払理由の変更を行うことがあります。
- ② 前項により給付金の支払理由を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

19. 「主約款」の準用

第35条

この特約に別段の定めのないときは、「主約款」を準用します。

20. 特別条件を付加する場合の特則

第36条（特定部位不支払方法の適用）

- ① この特約の締結の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、特定部位不支払方法をこの特約に適用することがあります。
- ② 特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間中に「特定部位」に生じた傷害または疾病を直接の原因とする「療養」を受けたときは、給付金の支払理由に該当しても、給付金を支払いません。

第37条（被保険者が「不慮の事故」により「療養」を受けた場合の取扱い）

前条第2項にかかわらず、被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した「不慮の事故」による傷害を直接の原因とする「療養」を受けたことにより、給付金の支払理由に該当したときは、第11条（給付金を支払わない場合（免責事由））に定める免責事由に該当する場合を除き、給付金を支払います。



入院保険普通保険
約款（主契約）



手術特約



がん医療特約



がん診断特約



抗がん剤
治療特約



生活習慣病
入院特約



女性疾病
入院特約



先進医療特約
⑪

